

総務環境常任委員会会議記録

日時 令和4年3月18日（金曜日）
場所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議
午後 2時 7分 散会

付託事件

議案第2号，議案第4号，議案第5号，議案第6号，議案第7号，議案第8号，議案第9号，議案第10号，議案第11号，議案第13号，議案第16号，議案第20号（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分，第5款，第6款，第7款，第8款，第9款，第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費中第8款並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く），議案第26号，議案第35号，議案第36号（ただし，第1表中歳出中第3款，第8款，第9款及び第10款並びに第2表継続費補正を除く），議案第40号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第 2号 公の施設の広域利用に関する協議について
- ② 議案第 4号 公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第 5号 水戸市事務分掌条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第 6号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第 7号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- ⑥ 議案第 8号 水戸市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例
- ⑦ 議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ⑧ 議案第10号 水戸市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- ⑨ 議案第11号 水戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- ⑩ 議案第13号 水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
- ⑪ 議案第16号 水戸市内原ヘルスパーク条例の一部を改正する条例
- ⑫ 議案第20号 令和4年度水戸市一般会計予算（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分，第5款，第6款，第7款，第8款，第9款，第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費中第8款並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く）
- ⑬ 議案第26号 令和4年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算
- ⑭ 議案第35号 包括外部監査契約の締結について

⑮ 議案第36号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（ただし、第1表中歳出中第3款、第8款、第9款及び第10款並びに第2表継続費補正を除く）

⑯ 議案第40号 令和3年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）

(2) 陳情審査

① 令和4年陳情第1号 水戸市職員による税金搾取

② 令和4年陳情第2号 「水戸デマンド型乗合タクシー」の実現を求める陳情

2 出席委員（6名）

委員長	高倉富士男君	副委員長	佐藤昭雄君
委員	田中真己君	委員	大津亮一君
委員	栗原文隆君	委員	福島辰三君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（2名）

議員	五十嵐博君	議員	松本勝久君
----	-------	----	-------

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君		
市長公室長	小田木健治君	秘書課長	篠原芳之君
政策企画課長	宮川孝光君	交通政策課長	川上悟君
情報政策課長	北條佳孝君	みとの魅力発信課長	出沼大君
総務部長	園部孝雄君	総務法制課長	上垣外泰之君
行政経営課長	熊田泰瑞君	人事課長	安里裕行君
財産活用課長	谷津茂男君	市民課長	渡邊徳子君
財務部長	白田敏範君	税務事務所長	川津英臣君
財務部参事兼財政課長	梅澤正樹君	税務事務所参事兼市民税課長	佐々木信也君
契約検査課長	鈴木和男君	資産税課長	浅野一志君
収税課長	高安正紀君		
市民協働部長	川上幸一君	市民協働部副部長	小嶋いつみ君
市民協働部技監	太田達彦君	市民協働部参事兼市民生活課長	白石嘉亮君
市民協働部参事兼スポーツ課長	柏直樹君	市民協働部技監兼体育施設整備課長	青山和夫君

防災・危機 管理課長	小林良導君	生活安全課長	村沢晶弘君
文化交流課長	沼田誠君	新市民会館 整備課長	須藤文彦君
生活環境部長	佐藤則行君	環境保全課長	柴崎美博君
衛生事業課長	黒澤純一郎君	ごみ減量課長	栗原千尋君
廃棄物対策 課長	亀井俊道君	清掃事務所長	武田和馬君
会計管理者兼 会計課長	小田木義弘君		
選挙管理委員会 事務局長	外岡淳一君		
監査委員 事務局長	和田隆君	監査委員 事務局次長	永井誠一君
議会事務局長	小嶋正徳君	議会事務局 次長兼 総務課長	天野純一君
議事課長	大嶋実君		

6 事務局職員出席者

議事係長	武井俊夫君	書記	武田侑未子君
------	-------	----	--------

午前10時 0分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、石塚男女平等参画課長が病氣療養のため欠席との連絡がありましたので、御報告をいたします。

これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第2号ほか15件、それに陳情2件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第2号ほか15件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、付託議案については一通りの説明を受けましたので、これより各議案について、順次、質疑を行ってまいります。質疑に入ります前に、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 昨日、議案第2号、第4号参考資料として提出いたしました広域利用の対象となる公の施設及び協定市町村住民の使用料等一覧冊子におきまして、料金表をはじめとして幾つかの誤りがございましたので、本日、差し替えたものを配付させていただいております。

委員会への議案審議資料について、誤った記載があったものを提出したことにつきましては、あってはならないことであり、誠に申し訳ありませんでした。今後このようなことがないように、十分注意するとともに、深くおわび申し上げます。すみませんでした。

○高倉委員長 委員長から一言申し上げさせていただきます。

昨日まで、委員から資料請求があつてかなり日数もあつたと思うんです。その間、内容についても十分精査できる時間があつたと思うんですが、やはり説明をする立場としてしっかりと資料のチェック、一文一句たりともおろそかにできないはずなんです。やはりそこをしっかりとやっていただくということが問われると思います。

誤りが問題なんじゃなくて、やはりそこで惰性があつたんじゃないかということが問題になると思います。委員の皆さんも真剣勝負で臨んでいますから、やはり執行部の皆さんもしっかりと緊張感をもって、資料一つ一つ、しっかりとやっていただきたい。これは嚴重に申し上げておきます。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、議案第2号 公の施設の広域利用に関する協議についてでございますが、議案第4号 公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例につきましても、公の施設の広域利用に関することですので、これらの議案について一括して質疑を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

議案第2号及び議案第4号について、質疑のある方は発言を願います。

福島委員。

○**福島委員** 公の施設の広域利用ですが、これには各自治体が独自で料金を設定しているわけでありまして。ただし、今回の議案と同じようにこれを利用する人は他市町村でも利用ができるわけでありまして。

質問は、全体の料金、物すごくばらばらなんですけど、こういう料金の統一性というか、どれが正しくてどれがまずいという判断はなかなかできない。しかし、全体的に広域利用をする場合に料金の統一はできないと思うが、類似料金というのでやっていると思うんですね。そういう面で水戸市の使用料、料金というものが他市町村と比べて高いのか、安いのか。

それから、利用者から利用料金についての苦情はあったのか、ないのか。特に、個人的に利用をする場合と団体で利用する場合も違うと思うんで、その辺何かあったら。

○**高倉委員長** 宮川政策企画課長。

○**宮川政策企画課長** ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

他市町村の料金と比べて高いか低いかでございますが、それぞれの市町村、水戸市でもそうでございますが、市町村の実情に応じて設定してございまして、一概に高い低いということはちょっと言えないのかなというところでございます。

○**高倉委員長** 福島委員。

○**福島委員** じゃ、高いか安いかは言えないけれども、料金に対してこうしてくれとか、そういう利用者からの意見はないんですか、一つも。

○**高倉委員長** 青山技監兼体育施設整備課長。

○**青山市民協働部技監兼体育施設整備課長** ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

体育施設関連の利用料金のみお答えすることになりますけれども、今、特に私どものほうでも指定管理者のほうでも他市町村の方からの御意見とか、利用料金については承っていない状況でございます。

○**高倉委員長** 福島委員。

○**福島委員** じゃ、いいです。絶対にどこにも何も苦情はないと、料金は正当で妥当で利用されていると、こういうことですね。いいです。

○**高倉委員長** ほかにございませんか。

田中委員。

○**田中委員** たくさんの資料を出していただいて、本当にありがとうございました。今まであまり全部を掌握したことが、詳細はなかったの、これは非常にありがたい資料だと思って見させていただいています。

それで、一つ聞きたいのは、水戸市の場合、この下入野健康増進センターができるわけですが、水戸市外の方も水戸市民も同じ料金で使えるようにするという理解でよかったですかね。そうすると、この資料に載っているものは、水戸市民が他自治体に行っても当該自治体の方と同じ料金で全て利用できるんでしょうか。そうでないものもあるんでしょうか。

○**高倉委員長** 宮川政策企画課長。

○**宮川政策企画課長** ただいまの御質問にお答えいたします。

この資料に記載の公の施設につきましては、水戸市民も他自治体同様に使えますし、下入野健康増進センターにつきましては周辺8市町村も同様に使うことができるというものでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 周辺自治体で広域利用して、市民の交流人口を増やすという意味合いもあるのかなと思うんですけれども、例えば水戸市の施設で他自治体の人がどれぐらい使っているのかみたいなことは把握されているんですかね。施設ごとにそれはできないところもあるのか、その辺は。つまり、このことによってどれぐらい効果が出ているのかというのは、何か目に見える形で集計されているのかどうかと思ったんですけれども、分かればお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

それぞれの施設の性格やあるいは場所によりまして利用率の比率は大きく異なるものでございますが、例えば体育施設を例に取りますと、9割程度が水戸市内で、水戸市外の方が1割程度、おおむねならずということでございます。

○高倉委員長 ほかにございますか。

福島委員。

○福島委員 トレーニングルームなんていうのは結構高いよね。プールのほうもそうだけれども、例えば常陸大宮のほうは通常500円で、10回券は12回分で5,000円ですよ。特にトレーニング等は月に1回やってそれで終わりじゃないから。地元の方は300円だけれども、我々市外の方は500円ですよというふうになっている。例えばグラウンドゴルフもそうなんですけれども、グラウンドゴルフを利用する方は月に何回も使うので、利用回数が多い方への配慮というのはあるんですか、ないんですか。

○高倉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

冊子としてお配りしております資料の33ページをお開きください。

こちらにつきまして、料金を記載させていただいておりますが、屋内プールでございますと回数券というようなものを発行して、そのような利用回数の多い方に対する対応をさせていただきます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 例えばトレーニングルームは1,200円ですよと、高校生が。一般は2,000円ですよと。11回で2,000円なんだ。そうすると、一般の方は200円が2,200円で1回分だけサービスということだ。これらに対して、例えば市外、大洗町とか茨城町とか、そういう人と水戸市民との格差はないのか。水戸市民が利用しても大洗町や茨城町や周辺の市外の方が利用しても料金は同じか。

○高倉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの御質問にお答えします。

本協定の対象施設につきましては、大洗町も水戸市についても同じ料金ということになります。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、これらに対しては、水戸市民の特権というのは一切ないということですね。

○高倉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

広域利用につきましては、9市町村でお互いの公の施設を同様の条件で利用できるというものでございますので、繰返しになりますが、特権と申しますか、違いという部分についてはございません。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

大津委員。

○大津委員 周辺9市町村で連携を取りながら、こういう施設を共有できるということは、本当に素晴らしいことであると思っておりますし、こういう資料を出していただいて詳しく分かって本当によかったなと私も思っております。

メリットばかりが目につく部分だと思うんですが、逆にデメリットはどこなのかと私が考えたときに、やはり予約をして施設を使うような状況になると思うんですけども、周辺9市町村が人気施設を使うということの中で、利用がそこに重複して、そういった部分の中でなかなか予約が取れないとか、そういう状況に陥る可能性もあるのかなと。そうなったときに、予約抽せんなのか、場合によってはその施設がある市町村の方が優先してそういった部分を利用できるのかとか。そういった部分の状況というのはどうなるのかなと思いつながりながら御質問させていただきます。

○高倉委員長 青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの大津委員の質問にお答えいたします。

体育施設の利用の予約につきましては、団体利用、主に水戸市が主催する事業、あるいは指定管理者が主催する事業、水戸市の各競技団体が主催する事業につきましては、前年度に施設の優先予約という形で調整をさせていただいて予約のほうを行っております。個人利用の場合は特にそういった配慮はございませんが、団体利用の場合は優先予約のシステムを取り入れております。

○高倉委員長 大津委員。

○大津委員 そうすると、前年に予約をするというようなことで、水戸市民は他市町村よりも早めそういった団体の部分は優先して予約ができるので、他市町村と比べれば優先的にそういった部分は利用できるという状況でよろしいんですかね。そうなんです。分かりました。

それとあと先ほどの答弁の中で、市民が9割で市外の方が1割だとか、そういった利用の状況になっているということで先ほどちらっとお聞かせいただきましたけれども、今後、9市町村で使う状況の中で、情報の共有だとかという部分はどのような状況になるのかなと思つて御質問させていただきます。そういう利用の部分だとか市町村の連携は。

○高倉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

現在、9市町村から成る担当課長会議等において、この連携につきましては十分協議しているところでございます。連携中枢都市圏の事業を進める中においても、今後この広域利用について、より積極的な発信をしていく必要があるという議論もございまして、こういった中身、情報を改めて共有しながら住民に発信していくということを今後、力を入れてまいりたいと考えてございます。

○高倉委員長 大津委員。

○大津委員 分かりました。そのようなことで施設によっては全国大会だとか大きい大会で使えない状況だとか、その他もろもろ、いろいろな状況があると思うので、そういう連携を取りながら、ぜひ使いやすいような情報の発信をしていただければと思っております。

以上です。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 例えば資料の34ページが一番下の温浴施設、グラウンドゴルフというのは、これには回数券とか11回券というのはないんだね。

○高倉委員長 青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

現時点におきましては温浴施設、あるいはグラウンドゴルフ場につきましての回数券の発行については、今のところ設定はしてございません。開設して以降の御利用者の方の御意見を踏まえまして、今後指定管理者のほうと協議してまいりたいと考えています。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 我々はいつも常陸大宮の四季彩館とかささの湯に行くんだけど、普通は市内の人は300円、我々市外は500円。回数券は12枚で5,000円。そういうふうにより市外の人より配慮しているんだけど、水戸市は同じだというんだ。それで、下入野健康増進センターの維持管理費は全体で年間幾ら水戸市から持ち出すんですか。積算は。入場料収入、使用料収入が幾らで、経費は幾らというのは積算されていると思うが、今回の予算でこれには維持管理に年間幾らかかるんですか。

○高倉委員長 青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

下入野健康増進センターにつきましては、年間の維持管理費、人件費、建物の清掃や警備などの委託料、燃料費、光熱費等の積み上げによりまして、約2億1,540万円程度を全体の維持管理費として見込んでおります。それから、利用料金等の想定によりまして、今回の指定管理料といたしましては年間1億7,300万円を見込んでおります。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、1億7,300万円、2億1,500万円から引けば大体5,000万円が持ち出しという積算ですか。

○高倉委員長 青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの御質問にお答えします。

利用料金の収入につきましては、年間約4,000万円を見込んでおります。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 だから、2億1,500万円と1億7,300万円、4,000万円を見込んでいるということは、4,000万円が赤字だと。要するに、水戸市の財政負担は、年間経費としては4,000万円ということで予算を組んでいるんですか。

○高倉委員長 もう一度、指定管理料を含めてよく説明してください。

青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの御質問にお答えします。

指定管理料につきましては、施設全体の年間の維持管理費、人件費も含めてなんですが、1年間の経費として2億1,540万円を想定しております、収入となる利用者からの利用料金については4,000万円となりますので、その差引きの1億7,300万円が水戸市からの委託料となっております。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、1億7,300万円が運営経費ということで見込んでいます。万が一、使用料が少なかったときには追加で経費を払うということですね。相手に損害を与えることはできないでしょう。そうすると、万一、収入が少なくてもそれは全部水戸市が出しますよということでもいいですね。

○高倉委員長 収入と指定管理料のことをもう一回ちょっと。

青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 原則といたしましては、現在の指定管理となります水戸市スポーツ振興協会のほうから積み上げている予算書を提出していただいておりますので、そこで内容を精査した中で人件費あるいは委託料のほうを見込んでおります。ただ、収入となる利用料金、お客様から頂く料金につきましては、まだ想定の間でございまして、それが大幅に見込みが違っているということになれば、水戸市との協議により内容のほうを考えていきたいと思っております。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 じゃ、人気があって4,000万円が5,000万円になったら、その1,000万円は差し引くと、こういうことですか。それは市の儲けでいいですよという契約になるのかな。その契約内容はどうなるのか。

○高倉委員長 青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 指定管理者である水戸市スポーツ振興協会と水戸市との基本協定の中では、大幅な赤字が出た場合につきましては、その金額について水戸市の予算のほうに繰り入れていただくような協定となっております。

○高倉委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第2号及び議案第4号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第5号 水戸市事務分掌条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 こども部設置について聞きたいんですが、子育て支援課というのができるんですけども、端的に聞きたいのは今、幼児教育課や子ども課は1階にありますけれども、こども部自体はどういうふうに、市役所1階にみんな集約するのでしょうか。入り切るのかなと思って。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今の子ども課あるいは幼児教育課、名称は幼児保育課に変わりますけれども、そういった部分については1階に引き続きとなります。あと、こども政策課の部分については3階のほうに事務室のほうを設けるかもしれないです。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 それで、こども政策を一体的に進めるというのは積極的なものだと思いますが、障害福祉課から子育て支援センターを移管するということになるんですけども、これ定数条例の資料を見ると支援センター自体は9人体制で、分室が4つに増えるということになって、それぞれの連携というか、初めてできる分室もありますし、いろんな情報共有などが必要になろうかと思うんですね。物理的に離れているわけなので、どういうふうに共有していくのかということも課題になるのかなと。障害福祉課だったり教育委員会だったり、保育所、幼稚園等との関係も重要になると思うんですけども、その辺は具体的にどういうふうに運用していくのかというお考えがあればお聞かせいただきたい。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こども発達支援センターについては4月から、常澄地区については百合が丘、それから内原地区については妻里に分室が新たに設置されるものであります。今年度、通級学校という運営におきましては、浜田あるいは常磐といったところに通級学級がありましたが、そちらを見直して新たに妻里や百合が丘ということで再編する形になりますので、これまでと同様にこども発達支援センター分室体制については、連携を進めてやっていきたいということで考えてございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 いろんな分野と協力しないといけないところだと思いますし、また求められているものなので、ぜひ機能するように、相談した人がアクセスしやすいように頑張っていたいただきたいと思います。

もう一つ、子育て支援課の関係で保健所の地域保健課の保健師さん、母子保健係の10名が子育て支援課に移るというのと、小児特定疾患の関係や不妊治療の担当の方が2名、計12名の方が地域保健課から子育て支援課に移るんですけども、行革の特別委員会のときにもちょっと申し上げたんですが、子育て支援に主に取り組んでいる保健師の方々だろうと思うんですが、今のコロナ禍で保健所体制が本庁に移ってしまうのはいかがなものかという心配をちょっとしたわけです。実際問題として母子保健係の方は健康診断とか予防接種とか、いろんなお子さんの相談というのは、実際には保健所でやることも多いんじゃないかなというふうに思うんですけども。その辺の私が言った心配と、そういう動き方としてうまく行くのかなという気もするんですが、その辺のお考えがあれば改めてお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 今のは定数条例のほうですか。それとも事務分掌のほうですか。今は事務分掌のほうなので。

○田中委員 事務分掌で聞いたかったので。確かに定数でも。

○高倉委員長 いいですか、それで。

じゃ、熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 たしか行革の特別委員会のほうでもお話をさせていただきましたが、母子保健係の保健師さんの取扱いにつきましては、地域保健課に残る健康増進係とかなり密接な事業の関係、協力体制でこ

れまでもやっていたので、お互いに兼務ということや活用をすることによって、これまでの事業、協力体制で円滑にやっていたものについては、引き続き円滑に実施できるようにということで配慮していきたいと考えてございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 今回の職員定数条例の一部を改正する条例の資料の……

○高倉委員長 今、議案第5号の事務分掌条例のほうになっております。福祉部、こども部、保健医療部の事務分掌。

○福島委員 あ、こども部というから。こども部を聞くんだよ。駄目なのか。

○高倉委員長 いや、事務分掌の件ですね。

○福島委員 だから、4ページに、こども部というのは174名いるわけですよ。そうすると、この中で部長が1名、こども政策課が12名、子育て支援課が28名、幼児保育課が133名。これ、それぞれ事務分掌によって仕事の役目、役割というのは書いてあるわけですね。

○高倉委員長 福島委員、今、この議案第5号のほうなんです。それは議案第6号になります。次の資料になります。

○福島委員 ああ、そう。じゃ、後で。

終わりにして。申し訳ない。

○高倉委員長 じゃ、議案第5号について、ほかにございますか。

ちょっと関連しているので分かりにくいんですが。今、事務分掌のほうで。

じゃ、議案第5号についての質疑はございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 それでは、議案第5号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第6号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。
福島委員。

○福島委員 こども部は174名いるんだけど、ほかの人は皆さん分かっているんですが、どこへ何人配置してという部分はどこに書いてあるんだと。例えばこども政策課、それからその下に子育て支援課が28名ですと。その中の9名がこども発達支援センターですと。これは曙町だと思うんだけど、保育所は133名だと。新しい部なんだから、どこに何人で、それがどこにあるのかという明細はないのか。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、参考資料4ページで御提出させていただいたものは課ごとの人数ということになりますが、さらにその明細ということでお話をさせていただきますと、こども部の部長は1人ということになります。それで、こども政策課については……

[「それは書いてあるから分かる。その場所と人数が出ていないだろう
と言うんだ」と呼ぶ者あり]

○熊田行政経営課長 こども政策課については、12名の体制になりますが、この体制の部分、こども政策

課については市役所本庁舎3階になります。

それから、子育て支援課につきましては、全体で28名という体制になりますが、このうち課長、課長補佐、相談係、母子保健係といったところが、市役所の本庁舎ということで、こちらが19名ですね。やはり市役所の本庁舎になります。それから、出先としてこども発達支援センターと……

〔「いや、その19名は何階なのか。3階なのか。場所はどこなのか」
と呼ぶ者あり〕

○熊田行政経営課長 失礼いたしました。子育て支援課のこの相談係と母子保健係については2階になります。

あと、出先はこども発達支援センターということで五軒分室とか緑岡分室、あるいは……

〔「この発達支援センターは曙町だろう。どこな、これ」と呼ぶ者あり〕

○熊田行政経営課長 本体は曙町です。あとは、五軒分室として五軒と、それから緑岡に緑岡分室、それから百合が丘に百合が丘分室……

○福島委員 そういふのはあんたらは知ってっけど、俺らのところには知らされてないよ。

この明細がなければ、委員長、新しく部ができるんだから、市民からどうやってと聞かれた場合には、どこですかと聞かれて、それはここへ行くんですよと我々は答えるけど、全ては覚えられないよ。これだけ分散しているやつを、委員会にその明細が出ないというのはおかしいんじゃないか。委員長は全部知ってっかもしねえけど、俺らは分かんねえ。

○高倉委員長 ちょっと暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時38分 再開

○高倉委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、福島委員、今おっしゃった資料についてはちょっと執行部にまとめていただいて、午後に提出していただくという形よろしいですか。

○福島委員 いいです。

○高倉委員長 ほかに議案第6号について、質疑はございますか。

田中委員。

○田中委員 保健所とコロナ対応、感染症対策の応援職員数の推移というのを追加でいただきまして、ありがとうございました。

4ページに保健予防課を33人から44人に、来年度11人増やすということになっています。県は全県で5人しか増やさないということでびっくりしたんですけども、そういう点では水戸市は非常に頑張っていると思っているんですが、それでもこの応援職員数からすると、これで十分なのかなということも思うところでもあります。

そこで、ワクチン対応というのもこの先どうなるのか分かりませんが、3回目が終われば一段落するのもかもしれないんですが、オミクロン株の対応からして少しグレーなところですね。160人ぐらい2月

には応援が行っているということからすると、この定数条例で定数を各部決めるわけですが、そういうことが起きればそれぞれの部署から保健所に行っちゃうわけなので、実際、それぞれの課は少ない人で回すということが日常化してしまっているというふうにも言えると思うんですね。

そうなる、やはりもうちょっと保健所の体制を厚くすることは必要だったんじゃないかなという気もするんですけども、こういう考えになった理由をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、保健予防課につきましては、参考資料の4ページに記載させていただきましたように、新型コロナウイルスの感染症担当の副参事の配置として1増、それから感染症対策事務の強化として5増、それからワクチン接種事務の強化として5増ということで、全体で11の増を図ったところでございます。こちらにつきましては、ワクチンについては現行の応援体制の中で、この部分を正職員、定数増とした場合、改めて補助的な事務については会計年度任用職員のほうでの対応も加味しながら、全体的に応援のほうは原則必要がないような形での定数を図ったところであります。

また、感染症対策につきましては、デルタ株のピーク時を想定したときに全庁的な応援の必要がないよというということで、こちらについても会計年度任用職員の活用による補助的な事務の部分も考慮しながら、正職員及び会計年度任用職員の増員により体制の強化を図ったところでございます。

ただ、現行におきましては、オミクロン株によりデルタ株のときよりも急激に感染症が拡大しているということで、極めて特殊な事情だということで考えました。市内の感染者が極めて多いときの一時的な対応については、全庁的な応援をお願いせざるを得ないのかなと、今、考えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 私も感染症が収まることをもちろん願ってはいるんですけども、保健所の実情を聞きますと、時間差勤務を導入しても非常に残業が多いという状況で、土日も関係ないという状況があるので、やはりそれは配慮していただきたいなというふうに思いました。

もう一つ、これはちょっと同意できない部分が幾つかあるんですが、6ページの幼稚園の廃止とか小学校給食の民間委託とかです。これは従来から申し上げていますが、子育て支援、あるいは市の公的な責任ということからすると後退するんじゃないかと。こども部を設置して充実した施策を展開するというのとやはり矛盾するんじゃないかというふうに思うんですが、その点をどう考えるかということと、それから市民会館関係は3ページで、2名増員ということですが、具体的に何をするための増員なのかということも含めて御説明をお願いいたします。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、小学校の給食調理業務の民間委託化につきましては、従来から技能労務職の調理員の退職にあわせて民間委託を進めているところでございまして、こちらについてはいずれにしても学校給食の調理業務に支障がない範囲で委託化を進めていくというところでございます。

また、幼稚園の廃止に伴う減というところでございますが、こちらにつきましても市立幼稚園の再編方針

に基づく幼稚園の廃止というもので、見直すものでございます。一方で、幼稚園型認定こども園導入とか、あるいは幼稚園における3歳児保育の実施といったところ、あるいは全体的な園児数を統合化することによって集団保育、集団教育ですかね、そういったところについての充実を図るという効果も考えています。全体的な部分での幼児教育の充実を図っているということで考えてございます。

また、新市民会館整備課につきましては、今回市民会館の整備事務と開館準備事務ということで、それぞれ1名ずつ増員をしてございます。市民会館の整備事務につきましては、舞台備品等の発注、市施工となるサイン工事及び地下駐車場の設備工事、ネーミングライツの導入、カフェレストラン受託者の決定に伴う関係機関との調整、あるいは工事監理、指定管理者の施設引渡しに係る各種調整といったところでの業務量が見込まれていることで、今回1増というところです。

また、開館準備事務につきましては、管理組合の設立に向けた事務や床の共有に係る各種調整、開館事務に向けた営業活動、運用ルールの調整、交通計画策定といったところで、やはり事務量が見込まれることから、こここのところについても必要な事務量だということで1増になったものでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 組織図で今の4ページのところで、ちょっと見たんだけど、保健医療部の常澄保健センターが1人、内原保健センターが1人とあるが、これ1人でやるんですか。休日もないのか。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

常澄保健センターにつきましては正職員1名、内原保健センターについても正職員1名ということでございますが、このほかに会計年度任用職員ということで、こちらはそれぞれ各施設2名ずつ配置されておりまして、頭数としては3名ずつの体制で運営していきます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第6号については、先ほどのこども部に関する部分を除きまして終わらせていただきます。

○福島委員 委員長、資料は午後もらえるんだね。

○高倉委員長 先ほどの詳細な資料は出してもらいますので。

その部分だけちょっと残させていただいて、議案第6号については終わらせていただきます。

次に、議案第7号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 追加資料を出していただきありがとうございます。ですが、非常にショックを受けました。減額の影響が非常に大きいんだなということに。こんなにだとは思っていませんでしたので。1億2,732万7,000円、これが職員の。議員はいいとして、この下に1と同額を見込んでいますと、つまり令和4年6月の期末手当から令和3年の引下げ分を引くと。これは掛ける2という理解でいいんでしょうか。だとするとコロナ禍で、先ほど来も申し上げているように、保健所をはじめ職員の方が非常に頑張っ

いると思うんですね。そういうことに報いるにはむしろ引上げであって、減額はないんじゃないかという問題と、それから景気浮揚にも逆行しちゃうんじゃないかというふうにも思うんですが、どう考えたらいいの
か。この額とその在り方といいですか、やることの是非について、見解を聞きたいと思います。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、影響額についてでございますが、田中委員御質問のとおり、今回の追加資料のほうで記載してあります1については、令和4年度期末手当の支給割合の改正による影響額として、常勤職員、1億2,732万7,000円を見込んでおります。さらに、令和3年度期末手当引下げ相当分について、令和4年6月の期末手当の支給に当たって特例措置として減額することとしておりますことから、1と同額を見込んでいることから令和4年度の総額としまして表の2倍となりまして、常勤職員、市議会議員、あわせて約2億6,000万円の減額を見込んでいるところでございます。

また、今回引下げを行うことでコロナ禍で苦勞している職員のモチベーションに与える影響、また社会経済の回復に逆行するのではないかという御質問に関してですが、地方公務員の給与につきましては、国や他の地方公共団体、さらには民間企業の従業員の給与などを考慮して定めることとされております。このため、年間賃金水準を考慮した国の給与体系の取扱いに準じて対応することが地方公務員法の趣旨に適合するものであり、令和3年11月24日付総務省通知においても、国家公務員の取扱いを基本として対応をするよう要請が来ているところでございます。

国の対応に準じることは地方公務員法で定められている情勢適応の原則にかなうものであり、御理解いただけますようお願い申し上げます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第7号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第8号 水戸市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 獣医師の手当を月5,000円から3万円に設定するということですね。つまり、確保したいからつくるのかなと想像するんですけども、定員に満たない状態なのか、それは満たしているのか。新たに確保する必要性があるから設定するのか。その辺の意図を御説明いただきたいと思います。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、獣医師の現在の配置状況につきましては、令和3年4月1日現在、定数18人に対し17人の配置となっております、1人欠員となっております。

御質問にあった今回の特殊勤務手当の新設等についてでございますが、各獣医師に要する都道府県、あるいは中核市のほうで獣医師に対して若年層に厚く手当のほうを支給しているような状況の中で、令和2年度からですけれども、茨城県においてもやはり獣医師の手当を新設しましたことから、市内で獣医師が必要と

なる官公庁である水戸市と茨城県を比較する中で、採用の条件について遜色がない形になるように今回提案させていただいているところでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第8号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 消防団の資料②が出ていまして、団数が28ですと。定員が564に対して526人で38人欠員というふうになってはいますが、これはどうなんですかね。大体これぐらいずっと横ばいなのか、減ってきているのか。少ないところは少ない人数でやるしかないということなんだろうかな。欠員によって起きる問題として何があるのか。その辺の状況が分かれば教えていただきたいのと、それから出動報酬が3,000円から8,000円と大分上がるんですけども、この辺の額は何か、例えば他の自治体と同じにしたとか、水戸市だけ多くしたとか、そういうことがあれば教えていただきたい。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、消防団の団員数の状況についてでございますが、資料のほうでは令和3年4月1日現在で526人ということで記載させていただいたところなんですけど、例えば5年前の平成29年の4月1日現在の状況と比較しますと、平成29年度は団員数546人に対し、令和3年4月1日現在は526人ということで、20人減っている状況でございます。

また、出動報酬の設定根拠についてでございますが、消防団員の処遇の改善をすることにより、消防団員の確保を目的としまして消防庁のほうより令和3年4月13日付で、消防団員の報酬等の基準等の策定についてということで、まず消防団の団員の年額報酬については3万6,500円であるとか、さらに御質問にございました出動の報酬については自衛隊の予備自衛官などを参考にしまして、1日当たり8,000円を標準額とすること、さらにその基準を令和4年度から適用することとしまして、各市町村においては必要な規定の整備、予算措置をするよう通知されたところでございます。

今回の改正については、それを踏まえて対応するものでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 この表から言えば、526人で38人欠員ということでしょう。一番下の2の出動報酬等は900回で8,000円だから720万円。それから、合計で5,770回と、1,790万円ということで影響が667万円ということなんだけれども、今消防の出動では、交通事故でも何でも救急車と消防車が一緒に来るんだよね。これは法律でそうなったんですか。うちの町内には赤塚出張所があるんだけど、必ず現場には消防車と救急車が出動することになっているんですが。だから交通事故でも何でも、それは分からないか、消防じゃねえから。じゃ、いいや。

そうすると、この2の表を見てもらうと、最終的には5,770回出動しているというのは、これは消防

局職員じゃなくて消防団員ということでしょう。これは分団だよ。そうすると、分団が5,770回も出動するんだ。例えば一番上に分団数が28と書いてあるよね。1の表は分団数が28、定数では564。現員数が526で、38欠員だと。そして、その出動回数が今度は2の表を見ればトータルとして5,770回と。そうすると、水戸市で年間火災というのは5,770回あったということでもいいのかな。それともこれはぼやや何かがあって、出動したということ。火災だから出動するんだろうと思うけれども、この中身はいたずら電話で出動したなんていうこともあるのかな。これは現実に出動になれば、その下の2,000円とか3,500円じゃなくて、出動以外の8,000円のほかに払うということか。そういう意味でいいんですか。

○高倉委員長 これは出動と出動報酬以外の出動、どういうものがあるんですか。

安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの福島委員の御質問の中で、資料(2)出動報酬等ということで、まずこの5,770回ということでの御質問についてなんですけれども、この5,770回というのは回数ではなくて延べ人数として消防団の、例えば火災1件につき10人が出動したという場合には延べ10回という形で、この数字につきましては、今回提案させていただいている予算のほうで計上している回数を基にして資料を作成したものでございます。

また、出動報酬と出動報酬以外ということで、出動報酬以外というものはどういうものがあるのかということにつきましては、各種訓練または資機材の点検、また出初式などを想定しているということで聞いてるところでございます。

議案書⑤の令和4年度予算等に関する参考資料の24ページ、25ページのほうに消防に関する資料がございまして、そこには3か年の救急搬送の状況等ということで、火災であれば、令和元年は68件、令和3年は62件というように、おおよその出動件数の状況はこのようになっております。

○高倉委員長 大津委員。

○大津委員 私も分団の一人でありまして、6,500円上がるということで、まあお金のことは別にしながらも、分団の団員の確保というのは年々非常に厳しいものになってまいりまして、5年間で20人少なくなったとか、辞めたくても辞められないような状況だとかもよくあるんですよね。年齢とか体調とか仕事の関係とか、そういった部分がありながらも、成り手がいないのでどうにか名前を残しておいてくれ、出れるときだけでいいからという中で幽霊団員のような状況があったりだとか、様々、そういうような中で実動部隊はもっと少ないのかなと思っております。

そういった中で処遇改善だとか、モチベーションを図る意味でもこうやって金額を上げるということは大変よかったなとは思っているんですけれども、この資料の2番の改正内容の部分で、団長、副団長、本部員という部分はやっぱり本部の活動であって、そこから下が言わば28分団の団員さんの状況だと思うんですが、できれば分団長も上がることによって、それが一番よかったのかなと思っていたんですが、副分団長からということなんですけれども、ここに至った経緯をちょっと教えていただければと思っております。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの大津委員の御質問にお答えいたします。

今回、総務省消防庁からの通知においては、まず団員の基準について、最低額が3万6,500円ということで標準とすることが通知されておりまして、それ以外の団員については、その団員を基準として均衡を考慮して定めることとされているところでございます。

その中で消防局において検討した結果、分団長以下の改定が提示されたもので、今回の改正のほうをお願いさせていただいたところでございます。

○高倉委員長 大津委員。

○大津委員 そうすると、今までは標準よりも相当低かったということなんですか。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今までにつきましては、消防庁のほうでも基準となる額について、特に明示してはいなかったところだったんですが、今回、消防庁において消防団員の処遇改善を図ることを目的に消防団員の報酬等の基準の策定等についてということが、令和3年4月13日付で通知をされまして、その基準について令和4年度から適用することとされておりまして、その適用にあわせて、その基準に沿うような形で各市町村、予算の措置であるとか規定の整備であるとかを要請されたものにあわせまして、今回提案させていただくような状況となっております。

○高倉委員長 大津委員。

○大津委員 分かりました。地域防災の部分でこういった団員の確保だとか、そういった部分は地域の安心、安全につながります。これで解決できるとは思っておりませんので、処遇改善やモチベーションを上げながらも、ますますこういった部分に目を向けながら、団員の確保に少しでもつなげていただければと思っております。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第9号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第10号 水戸市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 議案第10号は降給を分限処分の最後に追加するということですが、聞きたいのは今までなかったわけですね。なかった理由は何だろうかということと、それから人事評価の結果を活用するというのが理由なんですけれども、その人事評価そのものが果たして妥当なのかということが付きまとうと思うんですね。上司が評価するわけなんで、それが適正かどうかという問題があると思うんですね。そういうことが公正でないとまずいですし、職場のコミュニケーション上も言ってみれば不当な処分ということになればまずいことになるわけなので、そういう懸念もあると思っておりますが、その辺はどういうふうにかんがえたいのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、降給につきまして、今回規定をすることになった理由でございますが、地方公務員法のほうは平成26年に改正されまして、その中で新たに分限処分として降給の規定がされたものでございますが、水戸市において、人事評価制度の確立、また職員組合との協議、その進展具合にあわせまして、昨年3月に人事評価の結果を勤勉手当に反映させることについて、昨年条例改正のほうを提案させていただきまして、今年度分限処分の活用につきまして職員組合と合意を得られたことから、今回の条例改正を提案させていただくというものとなっております。

また、もう一つの御質問で人事評価の活用にあたって、その妥当性をどういうふうに考えているかという御質問でございますが、委員御指摘のとおり、人事評価を活用するにあたりまして、評価の公平性、公正性、客観性の担保が重要であるというふうに認識しております。そのため評価の工夫といたしまして、評価者の評価終了後、その上司が調整者ということで、より客観的な視点から評価結果の再調査を行うことで、評価者ごとの誤差やぶれを修正できるような仕組みとしております。

また、評価者や調整者に対しまして、より客観的な評価の仕方を学んでいただき、評価誤差を少なくするための研修を定期的に行い、評価の基準あわせ、評価の目線あわせを行うことで評価の公平性、客観性を高めてまいりたいと考えております。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

福島委員。

○福島委員 職員の分限に関する法律で、人事評価は誰がするのか。やっぱり任命権者か。会議はないのか。そこら辺。それから、この評価に対し、勧告するのは人事委員会なの。そうすると、人事委員会のメンバーというのはどうなっているのか。評価委員会のメンバーというのはどうなっているのか教えて。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

まず、人事評価の実施者ということでございますが、参考資料の7ページを御覧いただけますでしょうか。参考資料7ページで、地方公務員法の抜粋を記載しております。その中で第23条第2項、人事評価の基準としまして、任命権者は人事評価を任用、給与、分限に活用する。また、その次の23条の2におきまして、職員の執務については、その任命権者は定期的に人事評価を行わなければならないとされておりまして、人事評価の実施について任命権者のほうで実施が義務づけられているところでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 23条の4項、人事委員会は、人事評価の実施に関し、任命権者に勧告することができるということだけれども、その人事委員会というのは、水戸市では誰がなっているのか。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

地方公務員法において、人事委員会を設けているところについては人事委員会が、人事委員会を設けていない団体については市長が行うこととなっております。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 だって、任命権者が市長なのに、人事委員会から任命権者に勧告をするんだよ。じゃ、市長が市長に勧告すんのか。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 失礼いたしました。申し訳ございません。

23条の4については、人事委員会を設けている団体において、その人事委員会が勧告できる権限を規定しているものと考えております。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、お答えは、水戸市には人事委員会は設けていないと、こう理解していいんですか。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 水戸市においては人事委員会はございません。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、この分限に対して、今新たに議案第10号として提案してきたんだけど、その議案第10号の職員の分限に関しては人事評価、だって人事評価をすることが分限なんでしょう。それには28条の各項にも書いてあるし、最初に分限の処分の種類ということで免職、降給と。そうすると、これを我々に提案してきても、任命権者だけがあって、そこに勧告する人事委員会はないという、我々はどうやって審議するのよ。何もないけれども、法律は認めますよということなのか。それで、法律には人事委員会が任命権者に勧告すると書いてあるんだよ。でも、聞くと人事委員会はないですよと。そうすると、我々はこれをどう理解するのか。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 今回、分限の降給の規定を定めるに当たりまして、地方公務員法第28条3項におきまして、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果について、条例で定めなければならないという規定になっておりまして、条例で定めなければ処分はできないということから、今回提案をさせていただいているところでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 だから、難しく考えないで、ここに書いてある法律どおりにすると、任命権者は市長です。そうすると、人事委員会はこの分限制度に対し、職員からおかしいですよ、嫌ですよということになれば、それは人事委員会で審査して、人事委員会が任命権者、市長に勧告するでしょうよ。それとは違うのか。教えてよ、この法律は何なのか。23条の4。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 説明が不足して申し訳ございません。

まず、23条の4の規定につきましては、人事委員会を設けている団体におきましては、人事委員会が人事評価の実施に関して任命権者に勧告をすることができる権限を規定しているところでございまして、水戸市のように人事委員会を設けていない団体についてはそういった勧告をする機関がないので、できないような形になっております。

○高倉委員長 福島委員。

○**福島委員** 法律の逐条解説というのは、ここに人事委員会が書いてあった場合には、法の定めで人事委員会がない場合にはこれに限らずとか、何か書いてあるんだけれども、職員の分限に関する条例というのは、基本的に人事評価をするんですよ。評価をされた場合に、この分限のほうで俺の評価は悪いと言ったけれども俺は悪くねえんだと。じゃ、もう一回調べてくれということが人事委員会に行くわけですよ。違うのか。そうすると、人事委員会が裁定するんでしょうよ。何でこの抜粋を我々のところへ出してきたのよ。23条に全部書いてあるわけでしょうよ。27条には、全ての職員の分限及び懲戒について、公正でなければならないと。28条には、人事評価、心身の故障のため、また必要な適格性を欠く場合、また職制として定数の改廃や予算の減少により廃職または過員を生じた場合というのは、転勤を命じたり、転職を命じられた、それから役職を課長から係長にされるとか、窓際族になったとか、それに対してやるのが分限のほうでしょうよ。

だからそれが人事委員会に行って、人事委員会からあれですよという意味なのか。そうじゃなければ、この議案第10号は、分限に関する条例の一部を改正する条例は、この参考資料が間違っているのか。簡単に何なのか。分かんないから聞いているのよ。

○**高倉委員長** 安里人事課長。

○**安里人事課長** 失礼しました。

地方公務員法の抜粋については、地方公務員法の第3節人事評価の規定のほうを載せたところでございます。その中で人事委員会を設けていない団体である水戸市において23条の4を、適用がないのに載せていることについては載せなくてもよかったのではないかと考えております。

また、もし、分限の処分に不服があった場合に人事委員会に申し出るのかという御質問に対しましては、人事委員会を設けていない市におきましては、分限処分に不服があったときには公平委員会にその不服について申立てを……

[発言する者あり]

○**高倉委員長** 人事委員会の設置に関しては、地方自治体は必ずしも設けなきゃならないのか。それとも設けていない場合は何がそれに代わるものなのか。

[「なければ公平委員会だと。公平委員会というのは何条に書いてあるのか」と呼ぶ者あり]

○**高倉委員長** それをきちんと説明してくださいよ。

○**福島委員** 委員長、要するに資料の7ページの一番上、地方公務員法で欠格条項で第16条、次のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、または競争試験もしくは選考を受けることができないと。それで、1は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでという、これは欠格条項なんですよ。それで、これは何で第16条を参考資料に出してきたのか。

○**高倉委員長** 安里人事課長。

○**安里人事課長** 地方公務員法のほうを抜粋させていただいたのは、今回、主な改正内容としまして各課にて職員が16条第1号の欠格条項に該当した場合の失職の例外規定について、要件の整理を行うということで、失職の例外規定のほうは28条の第4項のほうで、職員は16条のいずれかになったときにはその条例の特別に定めを除くほか、その職を失うということがございましたので、参考として載せたものでございま

す。

また、人事委員会の設置の件ですが、地方公務員法第7条において、都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市は、条例で人事委員会を置くものとするとしておきまして、第2項におきまして、前項の指定都市以外の市で人口15万人以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会、または公平委員会を置くものとする。また、3項におきまして、人口15万人未満の市町村及び自治体の組合は、公平委員会を条例で置くものとするという規定となっております。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 私らは茨城町や大洗町との広域の議会に出ていますが、その法律、条例は、今言ったように15万人以下だから、必ず地方には公平委員会がある。こういう問題は公平委員会でやる。ただ水戸市は15万人以上だから必ず人事委員会というものを設けてやるんだけど、人事委員会がないよと。

〔「県と指定都市。水戸市はなくていいんでしょう」と呼ぶ者あり〕

○福島委員 なくていいかと言ったら、何でこの参考資料を出しているのか。

だって、参考資料というのだから、この法律を参考にするんでしょう。そうすると、これは必要ないやつなのか。必要のないやつを我々に出したの。だって、人事委員会は人事評価の実施に関し、勧告する権限があるという。そうすると、この分限に対して、法律ですから不服があればできるけれども、例えば職員だって異動されたり階級を降ろされたり職がなくなれば、これを申し出なければならぬんだけど、それに関してできるだろうというから、今度は改正になったんじゃないの。違うのかな。

それとも、この参考資料が間違っているんじゃないかと、見るほうが駄目なんだということ。だって、参考資料として出されたから俺も質問したんだけど。質問するほうがおかしいんだと。関係ないんだということでもいいのかな。

○高倉委員長 暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

午前11時30分 再開

○高倉委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、ただいまの件、説明願います。

安里人事課長。

○安里人事課長 先ほど来からの福島委員の御質問に関しまして、まず23条の4の規定についてでございますが、こちらは人事委員会を設けている団体において人事委員会が任命権者に評価に関する勧告ができる権限の規定となっております、人事委員会を設けていない水戸市において、今回は参照条文に該当のない規定を載せてしまいましたことを謝罪させていただきたいと思っております。水戸市においては人事委員会を置いていないことから、この規定は該当のないものでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、人事委員会がない場合は、この項に該当するのは何なのか。人事委員会に準ずるものは何なのかということ。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 水戸市におきましては、人事委員会に代わるものとしては公平委員会を設置しているものでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 じゃ、暫時休憩して、その条文を出してもらってちょうだいよ。人事委員会に代わるものは公平委員会ですという条文がねえんだもの。一体、何条何項でそれを言うのか。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 人事委員会を設けていない団体にあつては、23条の4に係る内容について規定はないものでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 条例がないのに、さっき答えたんだよ、公平委員会だって。公平委員会がこれに代わるんだと俺は話を聞いたよ。そうしたら、どこかに人事委員会に代わるものは公平委員会ですよという条文があるわけでしょうよ。だから法律というのは逐条解説で、一つ一つ関連してくるわけだよ、全部。なぜ私が人事委員会とか公平委員会と言っているかということ、法に課せられた、要するに救済するために法律というのがあるわけだよ。

○高倉委員長 暫時休憩します。

午前11時34分 休憩

午前11時35分 再開

○高倉委員長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、質疑の途中ではありますが、暫時休憩をいたしまして、午後1時より再開をさせていただきますと思います。

暫時休憩します。

午前11時36分 休憩

午後 1時 0分 再開

○高倉委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

議案第10号につきまして、執行部から資料が提出されておりますので、これより配付させます。

[資料配付]

○高倉委員長 それでは、執行部から説明を願います。

安里人事課長。

○安里人事課長 参照条文として記載しました地方公務員法第23条の4につきましては、人事委員会に係る規定であり、人事委員会を設けていない本市においては参照条文として載せる必要がなかったものでございます。改めておわび申し上げます。

人事委員会がない本市のような団体についてはどうなるのかということでございますが、追加資料を御覧

願います。

法第7条第1項では、都道府県及び指定都市は人事委員会を置くものとされており、第2項では、人口15万人以上の市では人事委員会または公平委員会を置くものとされており、水戸市はこれに基づき公平委員会を設置しております。

公平委員会の権限を定めたものが、次の法第8条第2項であり、不利益処分の審査、職員の苦情処理等となっております。人事委員会を置かない団体に対しては公平委員会に対し、不利益処分の審査、苦情等を申し立てることとなっております。

○高倉委員長 ただいまの内容につきまして、質疑のある方は発言を願います。

福島委員。

○福島委員 法第8条に、人事委員会は次に掲げる事務処理をするというふうになっているんですが、それが人事委員会がないという、8条の条項は何が適用されるのか。この12項のうちで。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 失礼しました。

人事委員会を置かない市におきましては、8条1項の人事委員会の規定は必要ないものではございますが、人事委員会の権限はこういう規定になっているということで、比較のために参照条文として今回提示したものでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 意味が分かんないけれども、そうすると、公平委員会は次に掲げる事務を処理すると。そうすると公平委員会は3項しかないわけだ。人事委員会は12項まであるんだ。そうすると、公平委員会は職員の給与、勤務時間、それから職員に対する不利益処分、それに掲げるものを除くほか職員の苦情処理が公平委員会だから、午前中に23条を参照したからこれはどうなんだと聞いたら、この23条も要らなければ8条も人事委員会に関することは要らないということなんでしょうか。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 説明が不足しており申し訳ございません。

今回、人事委員会、公平委員会の設置の根拠、また8条として人事委員会、2項として公平委員会の根拠、権限について参照条文として提出させていただきました。

水戸市においては、人事委員会は設けておらず、第2項に規定する公平委員会を設置しておりまして、その公平委員会の権限について8条の2項として今回資料のほうを提出させていただいたものでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 私が聞いているのは、法令の根拠条例を聞いているんだ。だから、前の資料も23条に関わる件を聞いたら、人事委員会はこれは関係ないよというわけだね。そうすると、今回も人事委員会は関係ないよと言って、根拠法令が8条の1項から12項まで出ているんだけど、これは一切関係なければ出す必要はないんじゃないのか。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 資料が分かりづらくて申し訳ございません。

水戸市においては人事委員会を設置しておりませんので、委員のおっしゃるとおり8条の1項、人事委員会については記載する必要はなかったのですが、比較のためとして今回提出させていただいたものでございます。

○高倉委員長 要は人事委員会はないので、これは今回提出する必要はないんですが、公平委員会を設置しているので、水戸市の公平委員会を設置した場合の比較として、人事委員会を設置しているところと公平委員会を設置しているところと、その比較としてあえて出しているということらしいです。

福島委員。

○福島委員 だから質問になっちゃうんだ。ということは、公平委員会は1から3までしかないんだよ。

○高倉委員長 4までです。

○福島委員 4はどこにあるのか。

○高倉委員長 この裏にあります。

○福島委員 ああ、裏にあるのか。4までだろう。人事委員会は12まであるんだろう。そうすると、3倍多いわけだね。そうすると、その人事委員会に関わる8項目というのは公平委員会では必要ないんだ。公平委員会のメンバーはどうなっているのか。

○高倉委員長 現在の水戸市の公平委員会、分かりますか。

上垣外総務法制課長。

○上垣外総務法制課長 現在、公平委員会の委員は3名任命されておりまして、1人が弁護士、1人が学識経験者、1人が市の職員OBということになっています。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、じゃ、8条の9が公平委員会の1になるんだよね。それで、職員に対する不利益処分、これが10だね。前2号に掲げるものを除くほか職員の苦情処理、これは11だね。そうすると、そのほかに関することは公平委員会では取り扱うことはできないと。こう理解していいんだね。ああ、そう。そうすると、人事委員会と公平委員会の格差というものは、詳細は人事委員会でなければならないという。だけれども、公平委員会で水戸市はやっている。公平委員会のほうは3人でやっていて、審議は簡単だね。はい、いいです。

○高倉委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第10号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第6号につきまして、執行部から資料が提出されておりますので、これより配付をさせます。

〔資料配付〕

○高倉委員長 それでは、執行部から説明を願います。

熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 午前中の委員会で、こども部各課の執務場所についての御質問がございました。私のほうで各課の執務場所について、誤った答弁をいたしましたので、今回、議案第6号参考資料③として、

こども部執務場所一覧を提出させていただきましたので、こちらにより正しい執務場所を御説明させていただきます。

まず、こども部の部長ですが、本庁舎1階に執務場所を置きます。

次に、こども政策課ですが、こちらは企画・給付係とこども事業係の2係体制となりますが、こちらの執務場所も本庁舎1階になります。

次に、子育て支援課ですが、相談係、母子保健係の2係については本庁舎の2階となります。こども発達支援センター及びその分室については、表にお示ししたとおりの所在地となります。

次に、幼児保育課でございますが、運営管理係、入園入所係、施設給付係の3係につきましては本庁舎1階となります。保育所、それから幼保連携型認定こども園については各保育所、各幼保連携型認定こども園の執務場所ということになります。

裏面に本庁舎の1階と2階、令和4年度の配置図を記載しております。こちらにおいて具体的な幼児保育課、こども政策課、それから子育て支援課のほうを記載してございますので、御確認いただければと思います。

説明は以上になります。

○高倉委員長 ただいまの内容につきまして、質疑のある方は発言を願います。

福島委員。

○福島委員 この中で百合が丘分室は分室で係長級が1名、そうすると1人でここはやっているんですか。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こども発達支援センターの百合が丘分室ですが、正職員は1名でございますが、会計年度任用職員が2名おりますので、頭数としては3名体制で運用されることとなります。

○高倉委員長 よろしいですか。

福島委員。

○福島委員 会計年度任用職員など、こども部は全体であと何人いるんですか。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こども部全体での会計年度任用職員は全体で207名となります。ただ、こちらの大部分は保育所の保育士がかなりの人数を占めておりますので、事務方としては、例えばこども政策課につきましては、会計年度任用職員は11名、それから子育て支援課につきましては、市役所本庁舎のほうの会計年度任用職員は14名、それからこども発達支援センターの関係で分室をあわせて18名、それから幼児保育課のほうは市役所本庁舎のほうにいる会計年度任用職員が29名ということになります。そのほかは保育所等の会計年度任用職員になります。

○高倉委員長 よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 ないようですので、議案第6号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第11号 水戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 今ちょうど議論になった会計年度任用職員、非常勤の方の育児休業を取得する条件が、今までは1年以上働かないと駄目だったということで、そういう条件を取っ払うことはいいことだと思うんですが、これまでは1年以上働かないと取れなかったんですが、実績としては昨年度どれぐらいあったのか。恐らく女性が多いでしょうし、若い方も多いのかなというふうに思うので、今後そういう申請が増えることも予想されると思うんですが、どういう状況かをお聞きしたいということです。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

前年度、令和2年度の非常勤職員の育児休業の状況につきましては、9人の取得を把握しているところでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 これは育児休業なので、産前産後の休暇というのはどうなっていますか。当然取れるのかなと思うんですけども、これまではそれも1年以上という条件だったのでしょうか。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 産前産後の休暇につきましては、在職期間等の要件はございませんでしたので、これまでも非常勤職員には産前産後の取得が認められておりました。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第11号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第13号 水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 仮設トイレの現行1リットル10円という従量制に加えて、3,000円の定額料金ということになっていますが、なぜ3,000円なのかということと、それから年間一体どれぐらい申請件数があって、これによって歳入が増えると思うんですが、その行き先はみんな業者に行くのか。それとも、水戸市も取るのか。その辺りをちょっと御説明いただきたい。

○高倉委員長 黒澤衛生事業課長。

○黒澤衛生事業課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、算定の根拠でございますが、こちらにつきましては、バキュームカーが出勤する1回当たりの収集関係費相当分として3,000円と見込んでおります。それと仮設トイレの年間の依頼件数ですが、おおむね3,000件程度で推移しております。

それと、今回の改正によって手数料が増額されるんですが、この増額される分につきましては、全て業者のほうに委託料として支払うというふうに考えております。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第13号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第16号 水戸市内原ヘルスパーク条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言をお願いします。

田中委員。

○田中委員 空調ですね。エアコン、温めたり冷やしたりだと思うんですが、全面の場合2,200円、半面の場合600円、バドミントンコートは200円となっていますが、この額は実費相当ということですが、見川とか青柳とか体育館のサイズが違うから料金も違うのか。どうやって算出したのかなということが一つ。それから、半面といいましても別に真ん中に仕切りがあるわけじゃないから、冷えるまでに時間がかかるとか、どういうふうに考えたらいいのか、その辺りを聞きたい。あと、今、何か工事で使えないと思うんですけれども、この条例はいつから施行されるのか。その3点を聞きたいと思います。

○高倉委員長 青山技監兼体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

最初に、第1番目として実費相当額の算出方法でございますけれども、まず施設全体の空調設備からアリーナ等に関わる設備を分離いたしまして、空調設備の運転条件を設定いたしまして、年間の運転コスト、施設の稼働日数や行事期間等により1時間当たりの利用料金を設定しております。施設の規模により電気料金等の運転条件等が変わっておりますので、アリーナによって利用料金は異なっております。

2番目といたしまして、空調の実際の全体の利用料金と、アリーナの2分の1とかの利用に関しての利用形態ですけれども、実際に空調を利用する場合に、外気温であるとかアリーナ内の気温、あるいは湿度によって条件は異なっております。空調自体はそれぞれ部分的な運転稼働ができるような設定になっておりますけれども、そのときの利用状態によりまして希望いただいた2分の1、要は2分の1しか稼働しないというよりは、最初の運転の状況によりまして、臨機応変に対応していく考えでございます。

利用開始日につきましては、現在の内原ヘルスパークの工事につきましては施工中でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、一部の機器の調達が遅れております。それに伴いまして、工事自体は来年度に繰越しさせていただきたいと考えておりまして、実際の稼働につきましては6月の中旬を想定してございます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第16号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第20号 令和4年度水戸市一般会計予算（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款、第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費中第8款並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く）についての質疑に入らせていただきます。

なお、質疑は款ごとに行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

初めに、第1表中歳出中第1款議会費及び第2款総務費について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 総務費で幾つかありますので、よろしく願いいたします。

まず、81ページの交通政策経費であります。頂いた令和4年度当初予算の概要という横版のものをちょっと見ながら聞きたいと思いますが。

交通政策経費、使用料及び賃借料で2,600万円というのがあると思うんですが、いわゆる1,000円タクシーですね。新規地区が飯富、酒門、稲荷第一とあって、これで11地区になるんですが、こういう計算が正しいかどうかあれなんですけれども、2,600万円を11で割りますと236万円と、年間ですね。月だと1か所19万円、日にちで割ると8,260円ということになるんですけれども、違うだろうと思うので。その辺はどういうふうに積算されているのかお聞きしたいんですが。

言いたいのは、なかなか利用が伸びないという悩みがあるだろうと思うので、条件の改善といいますか、1,000円という額も含めた、利用しやすいやり方というのをやはり進める必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、その点、予算の説明とあわせて見解をお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 ただいまの田中委員の1,000円タクシー事業についての御質問にお答えいたします。

まず、1,000円タクシーの2,600万円という予算がございます。継続地区が8地区、新規地区が3地区になっており、現在は8地区にて運行しておりますが、国田地区と柳河地区、それから妻里地区と山根地区、それから上大野、下大野地区は地区を一体化してタクシー1台で運行してございますので、8地区を5台のタクシーで運行しているところでございます。

新規地区の飯富、酒門、稲荷第一につきまして、どのような運行実態としていくかは新年度になってから検討してまいりまして、10月1日から運行を開始していきたいと考えているところでございます。

それから、先ほどの利用実態にあわせたサービスの見直しにつきましては、まずこの1,000円タクシー事業は、役員会とかに私も出席しまして、毎年地区の役員の皆様、地区の皆様の御意見をいただきながら、これまでタクシーが訪れることができる目的地を増やしたり、あとは地区内では安価に行けるような運行の見直しを適宜図ってきたところでございます。

コロナ禍という状況もございまして、一時的に利用率も多少落ちておりますので、令和4年度に改めて利用促進を図るよう運行の在り方、それからより使いやすくできるような見直しを図ってまいりたいと考えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 地区によって利用状況も大分差があるというか、平均すると1日2人とかということになってしまうようなので、ぜひ改善をしながら検討していただきたいというふうに思います。

次に、その下のデジタルイノベーション費に関わって、毎回反対しているんですけども、個人番号制度経費です。マイナンバーカード推進の予算で、6,447万5,000円となかなか大きい予算がついており

ます。具体的に何をやって、財源はどういうふうになっているのかということですが、いろんないもづけは進めるべきではないんじゃないかという意見を申し上げてきましたけれども、この中身について御説明いただきたいと思います。

それから、あわせてデジタルまちづくり推進経費370万円というのがありますが、これは具体的に何をやりになるのか御説明ください。

○高倉委員長 北條情報政策課長。

○北條情報政策課長 お答えいたします。

まず、個人番号制度経費ということでマイナンバー関係の経費でございます。特に大きいものを御説明させていただきますと、先日2月10日の委員会でも御説明させていただきましたが、来年度、マイナポイント第2弾ということで新たなポイント制度の事業が始まってまいります。そちらのポイントをマイナンバーカードとひもづける、住民の方がそういった作業に直面するところがございますので、そういったものを窓口でサポートしていく費用ということで、こちらの委託料が大きなところで2,420万円ほどになってございます。

もう一点は、こちらも国のほうの来年度の制度変更のところでございますが、マイナンバーカードを使って様々な行政手続ができるような、そういったシステム改修がございます。そちらのシステム改修に絡んで市役所内のシステムの改修もございますので、こちらが2,400万円ということで、この2つが非常に大きな金額になってございます。

財源につきましては、どちらも10分の10、国のほうの補助ということでございます。

次に、デジタルまちづくり推進経費の370万円でございますが、こちらの内容といたしますと、デジタルイノベーション課ができる来年度は一丁目一番地というところがございますので、まずは職員の研修、あと地域のまちづくりということで住民の方であったりとか、あとはまちの商店街の方々にデジタル化について理解を深めていただくということで、そういった研修の経費を計上してございます。

あとは委託料といたしまして300万円ということでございますが、仮称でございますけれども、デジタルまちづくりに向けたビジョンということで、来年度はそういったビジョンを策定していこうということで考えてございます。そういった中で住民の方々のニーズであったりデジタル化への期待、また不安、そういったところもございまして、そういったものを調査しながらビジョンの策定を進めていくことを計画してございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 市民課の予算でもマイナンバーのサポート事業で1億1,400万円という大きな予算がついていますが、推進には反対という意見を申し上げておきたいと思います。

次に、85ページ、今度は市民センター費なんですけど、③の3ページに三の丸市民センター長寿命化工事ということで3億300万円の予算がございます。この件でちょっと聞きたいんですけど、2階建て以上、あそこは3階建てですけども、以前から階段しかなくてエレベーターとか希望があったかと思うんですけど、そういうものはつくのか、つかないのか。具体的に何をやるのかということを知りたいというふうに思います。それと代替施設も必要だろうと思いますが、そういった対応も含めて内容をお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 白石参事兼市民生活課長。

○白石市民協働部参事兼市民生活課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

市民センターの改修につきましては、平成30年度に策定しました水戸市市民センター総合管理計画に基づきまして、施設の長寿命化を図るため計画的に実施しているものでございます。バリアフリー化の重要性につきましては我々も認識しておりまして、この整備にあわせまして個別の案件ごとに判断し、対応を行っております。

三の丸市民センターのエレベーター設置につきましては、敷地替えを含めまして導入を検討いたしましたが、耐震補強のプレートの撤去が困難であること、また駐車場面積が減少すること、廊下や部屋の面積が減少することなどから、設置しないということで判断しまして、地元のほうの御了解もいただいております。

続いて、今回の三の丸市民センターの整備に当たり、6月を目途に工事に入りたいと考えております。それに当たり近くの民間のビルをお借りしまして、三の丸市民センターの工事が終了する来年の2月末から3月まで、そちらのほうに仮事務所を設置したいと考えているところでございます。

今回の施設整備の内容でございますが、建築工事、電気工事、機械の整備などございまして、主な内容としましては屋上の防水対策、玄関や和室入り口の段差解消、コミュニティルームの段差解消などの建築工事や、消防施設の更新や電気施設の電気工事、そして空調などの機械設備の工事でございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 念願だったエレベーターは実現しないということで非常に残念だとは思いますが、三の丸に限らず、たしか市内5か所、そういう2階以上なんだけれども階段しかないというところがあると思うんですが、高齢者も多いので使い勝手がいいように計画を検討していただきたいと思います。

続いて、89ページ、防災管理経費ですね。防災ラジオを追加して1,500台ということになっていると思うんですが。それで、桜川の県管理河川の洪水浸水想定区域が新たに拡大されたといいますか、地区が拡大されたということがあると思うんですね。その対象世帯数等の関係で、この防災ラジオの数が十分なのかという疑問がちょっとあったので、その点を説明していただきたいのと、今回新たにそういう区域になった住民にどういうふうに知らせていくのかということも御答弁いただきたいと思います。

○高倉委員長 小林防災・危機管理課長。

○小林防災・危機管理課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

県管理河川における洪水浸水想定区域の指定に伴い、新たに指定された浸水想定区域内にお住いの皆様で希望される世帯に、防災ラジオを無償で貸与するため、このたび防災ラジオを追加購入するものでございます。新たに対象となる世帯につきましては、約5,000世帯でございます。そして、これまで那珂川などにおいてラジオを配ってきた実績におきましては、対象世帯の約50%が希望されてございます。参考ではございますが、若い方は携帯電話で情報が入手できるなどの御意見もいただいているところでございます。

そういった部分で新たに対象となる5,000世帯のうち半分と想定いたしまして2,500台、そして2,500台必要となりますが、現在の手持ちの在庫などを踏まえて追加購入する分を1,500台と算定したものでございます。

そしてこれからの防災ラジオの貸与につきましては、今月から来月にかけて住民説明会などを行い、5月に防災ラジオの申請書を対象とする世帯にお送りさせていただきまして、希望される方、返信された方に順次、ラジオを発送していくという計画を立てているところでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 つい先日も地震の対応、本当にお疲れさまでした。ラジオも鳴っておりましたが、今後新たに区域になった人は知らなかったということで、新たに不安に思う人も多いと思いますので、ぜひ丁寧な対応をしていただきたいなというふうに思います。

そしてもう一つ、これは交通安全経費で89ページになりますかね。スクールゾーン10か所とキッズゾーン24か所の路面標示というふうになっていまして、このキッズゾーンというのは新たな事業のようなんですけれども、予算と24か所との関係で言うと、1か所10万円とか、その程度のお金だと思っていたんですけれども、そこにどういうものを作るのかということで、児童福祉施設はたくさんあると思うんですけれども、どういうふうを選定したのかとか、スクールゾーンと何が違うのかとか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 ただいまの質問にお答えいたします。

キッズゾーンにつきましては、保育所等の周辺において、園児が園外活動の際に徒歩により日常的に集団で移動する経路をキッズゾーンに設定し、安全対策を実施するものでございます。

選定につきましては、昨年11月に警察をはじめとする関係機関、関係箇所によりキッズゾーン整備に向けた現地調査、協議を行い、設置箇所を決定いたしました。

あと、スクールゾーンとの違いにつきましては、キッズゾーンの場合、園外活動ということで経路を指定しているものでございますが、スクールゾーンにつきましては、小学校を中心とした半径500メートルの範囲をスクールゾーンに設定しているものでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると、保育園とか幼稚園とかたくさんあると思うんですけれども、優先度が高いとかというのは何か選び出したのか、それとも具体的な場所はこれからということなんでしょうかね。決めるプロセスをもうちょっと聞きたいなと思います。

○高倉委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 委員の質問にお答えします。

決め方としましては、まずこちらのほうから各保育所などに移動経路調査を実施しまして、移動経路のほうを提出していただきまして、その提出されました調査票を基に、先ほど御説明いたしました警察をはじめとする関係機関のほうで現地調査、協議を行いまして、路面溶着とか、そのほかスピード落とせとかの注意文言とか、あるいは停止線の引き直しとか、そういったものを関係機関の皆さんと調整させていただきました。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。多分つけばいろんな要望もまた増えてくるのかなというふうに思いますので、速やかに対応をいただけるように要望したいと思います。

あと2つであります。芸術館運営費なんですけれども、93ページにありまして、議案書③の5ページに長寿命化改修工事というのが5,800万円ついております。水戸芸術館ももう30年以上たっていますので、いろんな不具合があるのかなと思うんですが、あわせてバリアフリーの問題でもいろいろ課題がある施設なんだろうと思っております。この工事の内容とか、どういった改善がされるのか、あわせて御説明をお願いしたいと思います。

○高倉委員長 沼田文化交流課長。

○沼田文化交流課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

工事の内容でございますが、一つが身障者用トイレ改修工事となっております。こちらにつきましては、タワー南側の地下駐車場からの出入口の付近にあるトイレのバリアフリー化の工事となっております。

もう一点が、ACM劇場ボーダーケーブル改修工事でございます。ACM劇場の照明用の配線の工事となっております。こちらにつきましても耐用年数が大幅に過ぎていることから、早急に交換するものの工事となっております。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 パイプオルガンのあるところ、何と言うんですか、ロビーじゃなくて、あの空間から劇場に入る場合には段差があったりして、車椅子の方は別ルートから入るとか、そういう状況もあると思うんですけれども、そういった課題については、今後何か計画はあるんでしょうか。来年度予算には多分ないんでしょうか、その点はいかがでしょう。

○高倉委員長 沼田文化交流課長。

○沼田文化交流課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

水戸芸術館のバリアフリー化に関しましては、一部課題がある点がまだあると思いますので、今後の検討課題として協議していただきたいというふうに考えてございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 よろしく申し上げます。

じゃ、総務費では最後ですね。新市民会館に関連する部分なんですけど、95ページと議案書③の5ページに関わってちょっと聞きたいと思っております。

御承知のとおり、この事業については中止、見直しを求めてまいりましたが、今回非常に巨額の予算が組まれております。その中身をちょっと御説明いただきたいと思うんですけれども、まず新市民会館整備事業費ですね。この③の5ページなんですけど、保留床取得というのはこの関連でということで、工事の中身なんですけれども、工事請負費としての1億円というのがこの5ページに分かれて表示されていると思うんですが、その説明をお願いしたいと。それから、特別委員会のほうに付託されている備品のその1、その2を含めた、いわゆる初度調弁費が3億円あると思うんですけれども、その1、その2だけでは3億円にならないと思うので、その関係についても御説明をお願いしたいと思います。

○高倉委員長 須藤新市民会館整備課長。

○須藤新市民会館整備課長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、工事請負費の内容につきましては、議案書③の資料の5ページの中に1つ、サイン設置工事がございます。こちらの建物の館内にサインを設置するという工事でございます。それから、情報通信機器設置工事につきましては館内のネットワーク、回線を設置するための工事でございます。2件あわせて工事請負費1億円ということで計上させていただいております。

それから、初度調弁費3億円につきましては、主な内容といたしましては備品購入費でございますけれども、今回議案として提出をさせていただいております舞台照明に係る工事費の支払いのほかに、令和4年度に支払いを予定しておりますのが、舞台関係ではその照明以外に幕類、大道具、音響関係。それから、一般備品といたしまして家具やカーテンレールなどを予定しているところでございます。

以上です。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 今回のこの予算の関係で、議案書②の95ページに戻りまして、2つ目の丸ですが、開館準備経費というのがあると思うんです。これは、去年はなかった費目なので、具体的に御説明いただきたいんですが、その委託料というのは何かということと、使用料及び賃借料について、それから、いわゆる指定管理料ですとか共益費、あるいは家賃と言われるような形の支払いが生ずることになるだろうと思うんですけれども、それがどういうふうになっているかも御説明をお願いします。

○高倉委員長 須藤新市民会館整備課長。

○須藤新市民会館整備課長 ただいまの質問にお答えいたします。

議案書②の95ページの新市民会館開館準備等経費のうち、主な内容について御説明させていただきます。

下から3行目の委託料につきましては1億4,260万円でございますけれども、このうち1億3,910万円につきましては指定管理料の委託料ということになります。また、その下の行の使用料及び賃借料につきまして977万円でございますが、このうち917万円が、新市民会館が専有部分として設定する部分の共有者に対する使用料ということになります。最後の行、1,012万5,000円の負担金補助及び交付金につきましては、市民会館の管理費負担金といたしまして、共有部分の管理経費について負担するものでございます。

主なものは以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 特別委員会での審議もありますが、今おっしゃったいろんな、もろもろの支出については認められないという意見を申し上げて、この項については、これで終わりたいと思います。

○高倉委員長 そのほかに、第1款議会費及び第2款総務費について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようなので、次に、第4款衛生費中当委員会所管分について、質疑のある方は発言をお願いします。

田中委員。

○田中委員 議案書②の141ページ、墓地ですけれども、合葬式墓地を造るということで8,000万円の予算がついているんですけれども、ここにはどれくらい納められるか、何年くらいこれを利用できるという見通しでやるのか。その工事の概要を聞きたいと思っています。

それからもう一つは斎場なんですけれども、143ページに、堀町のほうの待合室洋室化は年次的にやってきたと思うんですけれども、いろんな空調とかも課題なのかなと思うんですけれども、その辺も一緒にやるのか、どうなのかということと、それから新斎場については3億1,200万円という大きな予算ということなんですけれども、このスケジュールはどういうふうを考えておられるか御説明ください。

○高倉委員長 黒澤衛生事業課長。

○黒澤衛生事業課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず第1点目の合葬式墓地の概要についてでございますが、令和2年2月に当委員会においても御報告を既に行っている内容ではございますが、お骨を約2,000体収納する規模のものとなっております。施設としましては、令和5年4月から供用開始を考えておる状況でございます。また、実際に何年間入れておけるですとか、使用料ですとか、そういった細かい要件につきましては、今後条例等の改正もありますので、その中で十分検討していきたいと考えております。

あと、次に現斎場の洋室化のお話なんですけど、こちらについては今回2階の7、8、9を洋室化する予定でございます。まずは床面のフラット加工をしまして、その後空調等は年次的にやっていきたいというふうに考えております。

最後に新斎場になります。こちらにつきましては継続費ということで予算が計上されておりますが、来年度につきましては後半ぐらいから工事に入っていきたいと考えておりますので、その工事の進捗にあわせた予算という形になっております。

以上です。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

衛生費でもう一つだけ。147ページ、2目の最後ですね。旧清掃工場及び周辺環境保全対策経費ということで、小吹の旧清掃工場の解体設計6,900万円だったと思うんですが、委託料に多分入っていると思うんですけれども、このスケジュールをちょっと聞きたいというふうに思うんですね。小吹跡地利活用計画の1,000万円というのは今年度からずっと引継ぎといいますか、のせ替えるといいますか、実行が進まないでそういうふうになっていると思うんですけれども、その関係はどういうふうな、解体の進捗とあわせてどんな状況を御説明いただきたいと思います。なるべく早く形に見える跡地になればいいなというふうにも思うんですけれども、状況をお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 武田清掃事務所長。

○武田清掃事務所長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

小吹清掃工場の解体の実施設計につきましては、今、委員御指摘のとおり令和4年度当初予算(案)の中に解体工事実施設計費として6,900万円を計上させていただいております。

令和4年度に解体の実施設計を行いまして、令和5年度には解体工事のほうへの着手を予定しております

けれども、その後のスケジュールにつきましては、専門の業者からいろいろヒアリングを行いました結果、最短で解体工事には3か年、令和5年度、6年度、7年度、解体工事終了は7年度中と考えられますけれども、来年度予定しております解体工事の実施設計にあわせまして各種調査を行います。あるいは解体工事の施工中の状況によっては工期が延びる可能性もありまして、最終的には解体工事は令和8年度、解体工事の4年目にずれ込む可能性もあると見込んでおります。

いずれにいたしましても、工期スケジュールにつきましては来年度予定しております解体工事実施設計の中で十分に精査してまいりたいと考えております。

2点目の跡地利活用の基本計画の策定についてでございますけれども、委員御指摘のとおり今年度当初予算に跡地利活用基本計画策定業務として1,000万円の予算を計上しておりましたけれども、地元の協議会との協議が整っておらず、やむを得ず来年度当初予算（案）の中でのせ替えの措置を行っております。

以上です。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 いろいろ御苦労されているんだと思うんですが、解体がスムーズに行ってもあと5年ということなので、時間があると言えばある。合意に至るように頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○高倉委員長 第4款衛生費について、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 次に、第10款教育費中当委員会所管分について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 議案書②の217ページですかね。スケートボード場のことをお聞きしたいんですけども。予算額2,500万円、青柳体育館ということで、どんなものを誰かと相談して造ったことがないわけですので、造るのかと。またその利用の形態としては大体どこも無料で利用できているところが、どうも調べると多いようなんですけども、そういった形態についても何かもうお決めにしているのか。いつ頃からこれは利用できるような見込みなのか。結構高校生とか小さい子も含めて今人気もあるものなので、とは言っても大きい子と小さい子が一緒にやったら安全なのかとか。そんなことも出てくるのかなというふうに思いますので、市の考えている構想といいますか、完成形のイメージをもうちょっと詳しく御説明いただきたいと思います。

○高倉委員長 青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいま田中委員から御質問ありましたことにつきまして御回答申し上げます。

まず1点目、どういったスケートボード場を造るのかという御質問ですけれども、スケートボード場につきましては他のスポーツと異なり、競技連盟等が定めている数値的な学術的な基準がまだ導入されていないものということで、今回予算計上させていただいている施設の基本につきましては、スケートボード場建設や専門用具を製作をしている専門業者等からヒアリング等を行って施設のほうを計画しております。

御利用いただくレベルも多様な市民の方が利用するというので、初心者向けと経験者向けのゾーンを分

けていきたいと考えております。また、利用の方法でございますけれども、こちらにつきましては、委員がただいま御指摘されているように、利用料金を徴収していない施設が県内でほとんどでございます。今後、利用者の安全性の確保を第一に利用基準について先進地の例をさらに検証してまいりたいと考えております。

また、供用の時期ですけれども、年内に工事を完了させて令和5年当初から利用のほうをさせていきたいという現在の構想でございます。

○高倉委員長 そのほか第10款について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 次に、第12款公債費及び第13款予備費について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは次に、第1表中歳入について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 議案書②の6ページ、7ページ、固定資産税について聞きたいと思います。

6億1,704万7,000円の前年度比増ということでありました。この理由は令和3年度にコロナ禍の影響を受けて収入が落ち込んだ業者等に固定資産税を減免するというのが終了したのという御説明だったと思います。しかしながら、コロナ禍というのは非常に今、かつてないピークを迎えるぐらいの深刻さが続いているということもありますし、景気は上向いてはいないと思うんですね。また、今のウクライナ危機も原因とする原油高とか物価高ということも、今後またさらに深刻になるおそれもあるという状況の中で、6億円増収をするというのはいかがなものか。減免をやめてしまうのもどうかというふうに思うんですが、これはどういうふうに考えたらいいか御説明いただきたいと思います。

○高倉委員長 浅野資産税課長。

○浅野資産税課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

先ほど御指摘がありましたように、コロナの影響による特例措置におきましては、令和3年度分ということで終了されております。今後の令和4年度に関しましても税制改正の中でも軽減措置はうたわれておりませんので、税制改正に伴っての令和4年度は新たな課税ということになっております。確かに委員御指摘のように建物の固定資産税、都市計画税、それから償却、そちらをあわせまして約5億3,000万円の特例措置ということで令和3年度は減額がございましたが、そちらが今年度は終了いたしましたので新たに課税される対象となるということでございます。それに続きまして、土地等、例えば農地とか山林から宅地や太陽光のような雑種地等に地目が変更された場合の増や、あとは新築家屋の増を見込んでの6億円となっております。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 次に、第2表継続費中当委員会所管分について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは次に、第3表債務負担行為中当委員会所管分について、質疑のある方は発言を願

ます。

田中委員。

○田中委員 債務負担行為、先ほどの質問とかぶるかもしれないんですけども、238ページ上から4つ目に市民会館の管理運営経費17億3,630万円というのと、それから240ページの一番上に初度調弁に関わる5億円というのがあります。この初度調弁についてはもともと8億円の予算だったかと思うんですけども、それとの関係について御説明をお願いしたいと思います。

○高倉委員長 須藤新市民会館整備課長。

○須藤新市民会館整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず238ページの債務負担行為の表の上から4行目、水戸市民会館管理運営に係る債務負担につきまして17億3,630万円でございますけれども、こちらは昨年の12月議会で御議決をいただきました指定管理、令和9年度までの指定管理料の合計額となっております。

また、続きまして240ページでございますが、この1行目が新市民会館の初度調弁に係る債務負担ということで令和4年度の設定分でございます。昨年度の予算におきまして限度額を8億円と設定していたところでございますが、そのうち3億円につきましては先ほど御説明いたしましたとおり令和4年度の歳出予算で措置をさせていただくということになりますので、差引き残り5億円が今回改めて設定させていただくということになります。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは次に、第4表地方債について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第20号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第26号 令和4年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第26号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第35号 包括外部監査契約の締結について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第35号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第36号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第11号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第8款、第9款及び第10款並びに第2表継続費補正を除く）について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第36号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第40号 令和3年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第40号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、質疑は全て終了いたしました。

本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

なお、22日火曜日の委員会は午前10時に開会いたしますので、御承知おきを願います。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時 7分 散会